

赤穂市みんなの和を広げる手話言語条例制定後の経過について

1 手話言語条例

平成30年3月19日 平成30年第1回定例会において可決

平成30年4月 1日 施行

平成30年4月12日 赤穂市公式動画チャンネル（You Tube）にてPR動画配信

(1) 条例の主な内容

手話の普及啓発等の基本的取組について規定しており、主な内容は次のとおりです。

ア 手話は言語であること

イ 市の責務

ウ 市民の役割

エ 事業者の役割

オ 施策の推進

(2) 全国の制定状況【2025年6月4日現在（一社）全日本ろうあ連盟把握分】

自治体	都道府県	市	特別区	町	村
制定数	40	385	22	139	10

※赤穂市は全国手話言語市区長会に賛同、参画しています。

2 本市の施策の現状

(1) 赤穂市の聴覚障がい者の状況（身体障害者手帳所持者数）【令和7年3月31日】

聴 覚 障 が い							
等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
児	0	2	0	0	0	1	3
者	5	2 2	2 4	4 0	1	7 3	1 6 5
合計	5	2 4	2 4	4 0	1	7 4	1 6 8

身体障害者手帳所持者数 1, 5 9 2 人（内 1 8 歳未満 2 5 人）

(2) 手話通訳者の設置

平成17年「赤穂市手話通訳者設置事業実施要綱」を制定し、手話通訳士1名を配置。本年度新たに1名追加採用を行い、正規職員2名を社会福祉課に配置し、ろう者の情報・コミュニケーション保障を行うと共に、生活上の問題等について相談に応じ、必要な支援を行っています。

(3) 意思疎通支援事業派遣実績（手話通訳者等の派遣）

平成12年から手話通訳者派遣事業を実施、平成19年「赤穂市手話通訳者及び要約筆記者派遣事業実施要綱」を新たに制定し、登録手話通訳者、要約筆記者を派遣し、日常生活、社会生活におけるろう者のコミュニケーション支援を行っています。

ア 令和7年度 手話通訳者・要約筆記者登録状況

手話通訳者7名（うち、統一試験合格者1名）、要約筆記者1名

イ 派遣件数

	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
件数	9 5	8 3	1 2 8	1 3 3	7 8	5 4
延べ人数	1 3 7	1 1 0	1 9 8	1 7 1	1 1 0	9 3
時間	5 7 9. 5	3 2 5. 5	8 6 8. 5	6 4 4. 5	4 6 6	3 5 2

(4) 手話奉仕員養成講座（全20回）

	H 3 0 (入門)	R 元 (基礎)	R 2 (入門)	R 3 (基礎)	R 4 (入門)	R 5 (基礎)	R 6 (入門)
受講者数	1 6	1 4	9	7	1 0	1 5	1 6
修了者数	1 6	1 0	8	6	1 0	1 4	1 6

※手話通訳として活動できる人材を育成するため、講座修了者向けにレベルアップ講座を開催しています。

(5) 聴覚障がいのある方からの相談窓口

社会福祉課に配置された手話通訳士による相談窓口の他、身近な地域でも相談に応じられるように聴覚障がいのある方1名を相談員（身体障がい者相談員）として委嘱しています。

(6) 手話サークルの状況

内容	構成員		活動日時・場所	
	健聴者	ろう者	日時	場所
赤穂手話サークル 「つばさ」	24	5	第1～3金曜日 19:00～21:00	赤穂市民会館
関西福祉大学手話 サークル「にじ」	3	0	不定期	関西福祉大学
			月1回 9:30～10:30	城西公民館 (小学生対象手話教室)

(7) 手話体験学習（別紙のとおり）

(8) その他

ア コミュニケーション支援

- ・耳マークの設置
- ・手話、筆談、口話
- ・タブレット端末の設置
- ・軟骨伝導イヤホンの設置

イ 情報保障

- ・会議や講演会への要約筆記者、手話通訳者の派遣

ウ 福祉等制度の活用

- ・補聴器購入時の助成
- ・日常生活用具の給付
- ・高齢重度障害者医療費助成 1～3級
- ・重度障害者（児）医療費助成 1, 2級
- ・緊急通報システム（NET119）

(9)令和7年度手話に係る当初予算

①意思疎通支援事業 2, 0 3 1 千円	報償費 旅費 需用費 役務費 委託料 備品購入費 負担金	1, 7 8 2 千円 2 8 千円 4 千円 1 6 2 千円 1 6 千円 3 3 千円 6 千円
②手話奉仕員養成事業 4 3 7 千円	報償費 需用費 役務費	4 3 0 千円 5 千円 2 千円
③手話通訳者ステップアップ事業 2 9 4 千円	報償費 需用費 役務費	2 8 0 千円 1 0 千円 4 千円
④手話奉仕員養成講座担当講師 養成事業 6 1 千円	旅費 負担金	3 1 千円 3 0 千円
合 計		2, 8 2 3 千円

赤穂市における手話に関する状況

① 2030 赤穂市総合計画からの抜粋

将来像：安心 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

政 策：誰もが安心して暮らせる地域社会の構築

施 策：障がいの有無に関わらず尊重しあえる共生社会を実現する

◇生きがいのある生活と社会参加の推進

→手話通訳者の派遣や移動支援の利用等による社会参加への促進

◇障がいを理解し共生する社会づくりの推進

→障がいに対する理解を深める啓発の推進

→福祉の担い手の育成への支援

→障がいのある人とのコミュニケーション（手話、点字等）の普及啓発

② 第4次赤穂市障がい者福祉プランからの抜粋

基本理念：障がいの有無に関わらず、だれもが尊重しあえる

思いやりに満ちたやさしい共生社会の実現

基本目標：共に生きるための理解と交流の促進

施策項目：(1)障がいに対する理解の促進

◇障がい者週間等における周知・啓発

→障がいがあっても参加しやすいよう、手話や要約筆記、車いす席等を設け、会場内の配置等に配慮していきます。

◇ 人権教育の推進

→赤穂市社会福祉協議会の協力のもと、各小学校における総合的な学習の時間において、体験活動による福祉教育の実践を子どもの成長に合わせて行います。【実施例】手話体験を通して、聴覚障がいについて学ぶ。

◇ 手話の普及・啓発

→小中学校における手話体験学習等により、手話の普及を図ります。

→手話奉仕員養成講座および職員への手話研修を実施し、手話の普及および聴覚障がいのある人に対する理解促進を図ります。

(2) 障害福祉サービス等の充実

◇地域生活支援事業の充実

→障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業について「理解促進啓発・研修事業」「相談支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付事業」「手話奉仕員養成研修事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター機能強化事業」「成年後見制度利用支援事業」等の必須事業を中心に、関係機関と調整を行いながら、継続的な実施に取り組めます。

赤穂市における手話施策の推進に関する取り組みについて

赤穂市としての課題

手話に関する市民の理解と関心を深めるために効果的な広報活動及び啓発活動の実施

【現在の内容】

ホームページ、LINE、広報あこうへの掲載によるイベントの周知

障害者週間、障害者雇用支援月間におけるポスター掲示